

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則及び広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十五号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則及び広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

(出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部改正)

第一条 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則(昭和三十九年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

十四 企画振興局地域振興部市町行財政課	課長
	一 当該課で収納する政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の規定による少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例別表政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下この項において「法」という。「法」という。)の項に規定する手数料

第三条の表を次のように改める。

一 条例別表政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下この項において「法」という。)の項に規定するそれぞれの手数料	写しの交付の時
二 条例別表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。)の項に規定する構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定の結果の通知の受領の時
三 条例別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項に規定するそれぞれの手数料	一般旅券の受領の時
四 条例別表動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五十号。以下この項において「法」という。)の項に規定する犬又はねこの引取り手数料	犬又はねこを引き取る時

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。